

## 不法行為に基づく損害賠償金に係る課税関係

## 1. はじめに

今月のニュースレターでは、不法行為に基づく損害賠償金に係る課税関係が問題となった、大分地判平成 21 年 7 月 6 日(公刊物未登載。LEX/DB 文献番号 25440963)をご紹介します。本事案は、違法な商品先物取引勧誘被害に関する訴訟における訴訟上の和解によって被害者が得た和解金に対し課税がなされるべきか否かが争われた事案であり、直接的には消費者被害に関する裁判例という性質を有するものですが、それに止まらず、所得税法上の損害賠償金の取扱い、非課税所得の意義という、所得課税における基本的論点に関する判示内容を含むものとして、注目されます。

## 2. 事案の概要

原告(個人)は、訴外会社(以下「A 社」といいます)及びその従業員により、違法な商品先物取引勧誘被害に遭い、これにより損失を被ったとして、A 社に対し、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起しました。第一審で原告が勝訴し、その後控訴審において、A 社が原告に対し和解金(以下「本件和解金」といいます)を支払う旨の訴訟上の和解が成立しました。これに対し、課税庁は、本件和解金のうち弁護士費用を控除した金額の全てが雑所得に該当するものとして、原告に対し、更正処分及び過少申告加算税賦課決定を行いました。本件は、原告が、上記更正処分等の取消を求めて提訴したという事案です。

## 3. 主要な争点と裁判所の判断—損害賠償金の所得税法上の取扱い

本件における主要な争点は、本件和解金が、所得税法 9

条 1 項 16 号(本件判決当時、平成 22 年法律第 6 号による改正前の条文。改正後は同項 17 号。以下、改正前条文により引用します)及び同法施行令 30 条 2 号所定の非課税所得に該当するか、という点です。

所得税法は、一定の所得を非課税所得と定めて、所得税を課さないこととしています。かかる非課税規定の 1 つに、本件で問題となった、損害賠償金に関する非課税規定があります。すなわち、所得税法 9 条 1 項 16 号は、「損害保険契約に基づき支払を受ける保険金及び損害賠償金(これらに類するものを含む。)\*で、心身に加えられた損害又は突発的な事故により資産に加えられた損害に基因して取得するものその他政令で定めるもの」を非課税所得とし、これを受け、所得税法施行令 30 条 2 号は、「損害保険契約に基づく保険金・・・で資産の損害に基因して支払を受けるもの並びに不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損害につき支払を受ける損害賠償金(これらのうち第 94 条(事業所得の収入金額とされる保険金等)の規定に該当するものを除く。)[下線は筆者ら]を非課税所得とする旨規定しています。

本判決は、上記各規定を前提に、一般論として、不法行為に基づく損害賠償金には、本来各種所得に該当するとして課税されるべき得べかりし利益を補てんする性質を有するものと、預け金の返金の受入れや貸付金の元金の受入れ等と同様に本来課税されるべきでない実損害を補てんする性質を有するものが含まれているところ、本来、前者については各種所得に該当するものとして課税され、後者については非課税とされるべきものである旨判示しました。その上で、本判決は、当該条項の制定の基礎となった昭和 36 年 12 月 7 日付け税制調査会答申に言及して、当該非課税規定は、不法行為により資産に加えられた損害に基因して取得する損害賠償金で、(たな卸資産に対する

## 本ニュースレターの執筆者



いとう つよし  
伊藤 剛志  
パートナー  
弁護士



さとう しゅうじ  
佐藤 修二  
アソシエイト  
弁護士



やまだ ひろき  
山田 裕貴  
アソシエイト  
弁護士

本ニュースレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニュースレターの発送中止のご希望、ご住所、ご連絡先の変更のお届け、又は本ニュースレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室  
(電話:03-5562-8352 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

補償、休業補償等のような収益補償に当たらないものは、本来課税されるべきでない実損害を補てんする性質を有するものであるとの立法趣旨の下に、収益補償にあたる法施行令 94 条の規定に該当するものを除いた、不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損害につき支払を受ける損害賠償金が非課税となることを定めたものと解するのが相当であるとしています。

以上のような理解の下に、本判決は、本件和解金について、その実質は、不法行為に基づく損害賠償金及び遅延損害金であるところ、そのうち不法行為に基づく損害賠償金部分については、先物取引の売買差損等により原告の生活用資産である金銭等の資産に加えられた損害に基因して取得されたものであり、収益補償ではないと認められるから、所得税法 9 条 1 項 16 号及び同法施行令 30 条 2 号所定の非課税所得に該当すると判断しました。他方で、遅延損害金部分については、不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損害に基因して取得した損害賠償金ではなく、履行遅滞という債務不履行による損害賠償金であるから、所得税法 9 条 1 項 16 号及び同法施行令 30 条 2 号所定の非課税所得に該当しないものと判示しています。

なお、この点につき、課税庁は、所得税法施行令 30 条 2 号所定の「不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損害につき支払を受ける損害賠償金」における「不法行為」とは、上位法令である所得税法 9 条 1 項 16 号所定の「突発的な事故」と同様の不法行為、すなわち被害者の合意に基づかない行為に基因する損害など突発的で予想できない不法行為に限定される旨を主張していました。その上で、課税庁は、本件の原告は、損失発生の危険性を認識した上で自らの意思で先物取引を開始し、自己の判断で取引を継続して、結果的に多額の損失を被っているから、損害の発生の原因となった取引行為は被害者である原告の意思に基づいているから、本件のような先物取引に関する不法行為については、「突発的な事故」

と同様の不法行為ということではできず、所得税法 9 条 1 項 16 号及び同法施行令 30 条 2 号所定の非課税所得に該当しない旨を主張していました。かかる課税庁の主張は、「不法行為」の語は、上位法令である所得税法 9 条 1 項 16 号には登場せず、下位法令である同法施行令 30 条 2 号で初めて登場することを背景としているものと推察されます。

しかしながら、本判決は、かかる課税庁の主張を排斥し、所得税法 9 条 1 項 16 号、同法施行令 30 条 2 号及び 94 条の文言及び立法経緯に照らし、所得税法 9 条 1 項 16 号にいう「突発的な事故」の中には「不法行為」が含まれており、同法施行令 30 条 2 号はそのことを確認的に規定したに過ぎないものと判示しました。このことから、課税庁の主張するような「突発的な事故」と同様の不法行為に限らず、(先物被害におけるようないわゆる「取引的不法行為」を含む)広く不法行為一般に係る損害賠償金が、所得税法 9 条 1 項 16 号、同法施行令 30 条 2 号の非課税規定の対象となるものと考えられます。

#### 4. 最後に

本件については控訴がなされており、本判決は、未だ確定した司法判断ではありません。したがって、その点に留意は必要ですが、本判決は、不法行為に基づく損害賠償金について所得税法上の非課税規定の適用の在り方を示した先例として、実務上参考になるものと考えられます。なお、本判決の後、同種事案に関する名古屋地判平成 21 年 9 月 30 日(LEX/DB 文献番号 25441584)においても、本判決と同様に、所得税法 9 条 1 項 16 号、同法施行令 30 条 2 号の「不法行為」を突発的な事故ないしそれと同様の態様によるものに限られると解することはできない旨及び違法な商品先物取引勧誘被害の和解金が非課税所得に該当する旨が判示されています。

以上

当事務所は、旧興銀税務訴訟、東京都外形標準課税訴訟をはじめ、税務争訟・訴訟において多数の実績を上げ、現在も複数の移転価格案件、国際金融取引に関する大型税務訴訟等において、クライアントに助言しています。本ニューズレターは、当事務所に所属し、国内・国際取引に関わる税務訴訟・争訟・税務アドバイスに携わる弁護士・税理士から構成されるビジネス・タックス・ロー研究会により定期的に発行される予定です。当事務所のビジネス・タックス・ロー研究会は、当事務所の弁護士・税理士が、クライアントに対しより一層的確なサービスを提供できるよう、税務に関する最新の情報・ノウハウを共有・蓄積するとともに、ビジネス・ローに関する最新の情報を発信することを目的として活動しています。なお、本ニューズレターのバックナンバーは、<http://www.jurists.co.jp/ja/topics/newsletter.html> に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

(当事務所の連絡先) 〒107-6029 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル(総合受付 28 階)  
電話 : 03-5562-8500(代) FAX : 03-5561-9711~9714  
E-mail : [info@jurists.co.jp](mailto:info@jurists.co.jp) URL : <http://www.jurists.co.jp/ja/>

© Nishimura & Asahi 2010